



湿球温度および感覚温度を加重失点基準表により加重失点を算出し、210点以上の時に発令します。

(2) 9月11日から9月30日までの発令は、前日の日平均気温、最低気温および日較差を加重失点基準表により加重失点を算出し、130点以上の時に発令します。

(3) 発令後48時間で自動解除となります。

「健康食品」の新制度をお知らせします！

「健康食品」に係る新制度の普及啓発説明会が、厚生労働省近畿厚生局の主催で平成17年6月10日（金）に新梅田研修センター（大阪市）で開催されました。

当日は食品関係業者の方々および行政関係者等約250名の出席があり、関係者の関心の高さを窺がえました。

当県内の事業者の中にも参加された方がおられると思いますが、このメールを利用して新制度についてお知らせします。

今回の制度の見直しは、『「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会』の提言を受け平成17年2月に通知が発出されたものです。

これにより、保健機能食品は下図のようになります。

<現 行>

医薬品	保健機能食品	その他の食品
(医薬部外品を含む)	・ 栄養機能食品 ・ 規格基準型	・ 特定保健用食品 ・ 個別許可型 ・ (いわゆる健康食品を含む)

<見直し後>

医薬品	保健機能食品	その他の食品
(医薬部外品を含む)	・ 栄養機能食品 ・ 規格基準型	・ 特定保健用食品 ・ 条件付き特定保健用食品 ・ 個別許可型 ・ (疾病リスク低減表示を含む) ・ 規格基準型 ・ (いわゆる健康食品を含む)

見直しの概要

=====

(1) 表示内容の充実

「条件付き特定保健用食品」の導入；

現行の特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないが、一定の有効性が確認される食品を条件付きで特定保健用食品として許可する。

< を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、 に適している可能性がある食品です。 > と表示する。

マークと「条件付き特定保健用食品」を表示する。

「規格基準型特定保健用食品」の創設；

すでに十分な科学的根拠があるものについて、審議会での個別審査を行わず、規格基準に適合していることの確認により許可する。

現在、9成分について規格基準が設定され平成17年7月1日付けで通知されています。（通知の詳細については、当センターへおたずねください。）

「疾病リスク低減表示」の容認；

関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、  
疾病リスクの低減が表示できる。

特定保健用食品の許可申請に有効性を検証した論文等の提出が必要です。  
ただし、カルシウムと葉酸については、検証は不要。

リスク低減の表示<この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と、  
適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、  
歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。>

## (2) 表示の適正化

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」を表示

栄養機能食品における栄養素名の表示；

例 栄養機能食品（ビタミンC）

栄養機能食品におけるダイエット等の機能表示の禁止；

例 栄養機能食品（ビタミンC）と表示し、ビタミンCと関係のない成分の  
機能表示を禁止。

## (3) 安全性の確保

GMPガイドラインの作成；

錠剤・カプセル形状の食品の製造の全工程についてGMPガイドラインを作成  
すること。

原材料の安全性自己点検ガイドラインを作成すること。

## (4) 普及啓発等

保健機能食品制度についての普及啓発の実施。

データベースを通じた科学的な情報提供の実施；

（独）国立健康・栄養研究所のDBを利用

アドバイザースタッフの活用

虚偽誇大表示の禁止...後述

参考； <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/170614bb.pdf>

特定保健用食品のヒト試験の実施においてヘルシンキ宣言を遵守すること。

虚偽誇大広告について

## 健康増進法第32条の2（誇大表示の禁止）

何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持  
増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）につ  
いて、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはなら  
ない。

---

>>>>>> 違反 勧告 命令；命令に従わない場合、罰則を適用 <<<<<<<  
(6月以下の懲役または100万円以下の罰金)

## 法第32条の2違反の判断

### (1) 広告か否か？

顧客を誘因する（顧客の公売意欲を昂進させる）意図が明確にあること。  
特定食品の商品名等が明らかにされていること。  
一般人が認知できる状態であること。

上記 ～ に該当するものは広告と判断する。

(2) 健康の保持増進効果とは？

疾病の治療または予防を目的とする効果  
身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果  
特定の保健の用途に適する旨の効果  
栄養成分の効果

(3) 厚生労働省令で定める事項

含有する食品または成分の量  
特定の食品または成分を含有する旨の表示  
熱量  
人の身体を美化し、魅力を増し、容貌を変え、または皮膚もしくは毛髪を  
すこやかに保つことに資する効果

(4) 著しくとは？

一般消費者が広告等にかかれた内容と当該食品を摂取した場合に得られる効果との  
相違を知っていれば、「当該食品を購入することに誘い込まれることはない」と判断  
できる場合等。

(5) 事実と相違するとは？

広告等において強調されている表示内容と実際に得られる効果等が異なる場合。  
例； 十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、  
「3ヶ月で kg 痩せることが実証されています。」と表示する場合。

(6) 人を誤認させるとは？

広告等から認識することとなる健康保持増進効果等の「印象」や「期待感」と  
実際に得られる効果等に相違がある場合。  
例； 特定の成分について、健康保持増進効果等が得られるだけの量を含んで  
いないにもかかわらず、生活習慣などを改善するための運動等をしなくても、  
摂り過ぎた栄養成分等を排出し、または燃焼させることをイメージさせる  
場合。

上記(1)～(6)について、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識を基準に  
判断することになります。

食品の機能について適切な情報提供がなされることにより、ひとり一人の食生活の状況に  
応じて適切に「健康食品」を利用していただき、健康づくりに役立てていただきたいもの  
です。

なお、本年度は9月に「いわゆる健康食品等の一斉監視」を実施いたします。

ある食品衛生監視員の戯れ言

「食品」の文字は、「人」を「良」くするために多くの「口」に入るもの  
と書きます。

そもそも、人を良くするもので、健康被害（使用方法の誤りを含む）が生  
じるようなことがあってはならないことです。

現在、多くの「いわゆる健康食品」が市場にあふれています。中には、これ  
まで食習慣のなかったものもあるようです。

あらゆるものを食し、「食」となるか、「薬」として使えるか、「毒」で  
あるかを試したとされている古代中国の伝説の神様「神農さん」もハラハラ・  
ドキドキではないでしょうか。

食品監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834

滋賀県大津市御殿浜13番45号(衛生科学センター内)

TEL : 077-531-0248

FAX : 077-537-8633

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/00top.htm>

交通案内

JR石山駅北口下車 徒歩10分

京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

- - - -通信編集担当より- - - -

。 。 。 +  
。  
((( ( ヽ  
^ ^川  
イ  
/二| |ノ、  
Y | ノ |  
| (~二|  
\*"i`\* " L\_/ |  
\* \* > \_\_\_ \ノ  
Lvl/yノ

連日、猛暑が続いていますが、みなさん  
体調をくずされてはいませんか？  
暴飲暴食はやめ、体調管理に心がけてください。。。  
さて、夏の繁忙期を前に、連日、食中毒注意報が発令  
され、食品業界のみなさまには、気の休まることのない  
毎日が続いていることと思います。  
今一度、注意事項の徹底をお願いします！

通信の愛称『ぷちリス』とは・・・  
事業者のみなさまとの小さなリスコミの場となれば。  
の想いから命名いたしました。

皆様に役立つ情報満載の通信にしていきたいと思いますので  
みなさまからのご意見・ご感想を下記アドレスまでお寄せ下さい。

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp

~~~~~  
また、食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、滋賀県ホームページ  
の食の安全情報にアクセスしてください。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/>

- - - - -